

日本の姓名  
—その歴史・地域・民俗・文化—

飯島 一彦

Japanese name  
— The history, locality, ethnicity and culture —

IJIMA Kazuhiko

Abstract

Japanese first and last name are put in the order of family name + given name. Family name originated from clan (lineage) name is a habit that had entered into Japan from China and the Korean Peninsula 6-7th century. Until then in Japan it was not the habit that claiming the family name.

Almost all of the people had the family name in the early 8th century family register. In there a husband and wife have each different surnames. It's normal that Couple has different surnames respectively until then through to modern times.

From the late Heian period, around the 12th century, using the name of the settlements or territory instead of the clan name has increased. However, when it comes to the Edo period, be able to have the family name (surname) was only nobles and samurai. And into the modern times, finally all the people came to be with the last name. Furthermore by former Civil Code, which came into effect in 1898, the couple was established as a system be same surname.

Okinawan people also did not have a last name until the Ryukyu kingdom is established. So that the royal family is claiming “Sho,尚” as surname in the Sakuhō (冊封) system to China. When it comes to be dominated by the Satsuma-han in the early 17th century, Ryukyu's samurai would have the two types of name, as Karana (Chinese style) and Yamatona (Japanese style).

After 1879, when belonging to Japan to become the Okinawa Prefecture, it becomes to follow the laws of Japan, people also began to have a surname also as a place name. Since then, in the history of the US military occupation, and the return to Japan, have been born a lot of family names.

## 1 はじめに

日本の文化圏における姓名の研究は、太田亮『姓氏家系大辞典』（角川書店、1972）、丹羽基二『日本姓氏大辞典』（角川書店、1985）を筆頭に、もっぱら「姓（苗字）」の研究を中心として展開してきた。それには以下のような理由があると考えられる。

一つはすでに平安時代初期に『新撰姓氏録』（しんせんしょうじろく、嵯峨天皇の命により弘仁6年（815）に編纂された古代氏族名鑑、平安京周辺の1000を越える氏族について、その出自を皇別・神別・諸蕃に分け、祖先を明らかにしている）があるように、人の姓名への関心が主に家系・血統に対する価値観に支えられていたことが挙げられる。そして平安時代末期以降、姓には苗字（地名）が用いられて出身地を示すようになり、それも血筋・家系を示す指標となったことが、やはり家系・血統への関心にとって重要なものになっていくからである。

たとえば私の姓「飯島」は岐阜県恵那市飯島町を筆頭に、長野県上伊那郡飯島町飯島、茨城県水戸市飯島町、銚田市飯島、千葉県香取市飯島等、鎌倉時代から記録のある地名を発祥の地とする姓とされている。また私の旧姓「小池」（後述するが、私は婿養子で、結婚を機に姓を変えている）も本来地名であるが、元をたどれば宇多天皇の息子敦実親王を祖とする宇多源氏から別れた近江源氏佐々木氏の血筋で、武田信玄の家臣団の一つで山梨県の地名が発祥だと伝える。地名としては他にも長野県松本市、和歌山県日高郡日高町、群馬県利根郡みなかみ町等に存在し、それらを発祥とする小池氏も存在する、等ということは、前掲の辞典やその他関連の文献を探せばすぐわかるほどにまで研究は進んでいるのである。

ところが「名」に関してはほとんど研究がない。著名なところでは角田文衛『日本の女性名 歴史的展望』（教育社歴史新書1980-1988、国書刊行会、2006）が挙げられるのみであるが、そこでは古代の名前に性差がなかった事や、歴史的に見て女性が公式名を持つことがほとんどなかったこと等、視野の広い歴史学者の仕事として信頼に足る成果が示されている。

本稿ではそれらの成果に拠りつつ、民俗学的な視点もからめて、あらためて日本文化圏の中でも特に日本と沖縄について、現代から古代までの歴史的展望も含めて、意外に知られていない事実をまとめて提示する。

## 2 日本

### 2.1 もともと日本人は姓を持たなかった。

日本人の姓名は古くから「姓」＋「名」の形式で、これは現代まで変化しなかった。ただし、もともと日本という地域（いわゆる日本列島）に住む人々は「姓」を持たなかったと考えられる。

その証拠の一つとして、記録を見る限り天皇家にはずっと「姓」が無いことが挙げられよう。天皇家から一般人になるときは「賜姓」と称して「橘」「源」「平」「在原」等の姓をつける制度が奈良時代から始まる。

現代でも 昭和天皇は裕仁（ひろひと）、今上天皇は明仁（あきひと）、皇太子は徳仁（なるひと）を名乗るが、姓は持たない。ちなみに「仁」を嫡子の通字（名前の一部に必ず用いる字）とするのは平安時代以来の天皇家の習慣である。

余談ではあるが、本来皇族ではない（庶民出身である）今上皇后は旧姓を「正田（しょうだ）」と言ったが、皇族になって「姓」を失い美智子妃に、同様に皇太子妃も旧姓は「小和田（おわだ）」であったが、皇族になって「姓」を失い雅子妃になった。これは、普通の日本人のアイデンティティーの一つである戸籍から抹消され、「皇統譜」に記載されることを意味しており、その制度は「皇室典範」という現在の法律によって規定されている。

その結果「結婚の自由」や「職業選択の自由」や「移動の自由」を大幅に制限された、つまり日本国憲法の重要な理念の一つである基本的人権の制限を余儀なく受ける人々が生じることになるのである。逆に皇族から一般人に嫁ぐことを「臣籍降嫁」とも言い、皇統譜から外れて新たに戸籍を作る、つまり姓を持つことになる。

閑話休題。

日本の古い歴史書（8世紀に成立した『古事記』『日本書紀』等）を見ると、より古い時代を示す話柄に登場する神名・人名で「姓」＋「名」の形式を持つ者は登場しない。たとえば初代の天皇と記される神武天皇の名は「カムヤマトイハレヒコ」で姓はなく、名のみである。その父も「ウガヤフキアエズノミコト」で姓はない（ヒコ、ミコトは尊称）。おそらく「姓」＋「名」の形式を持つ者が登場し始めるのは、中国大陸から、あるいは大陸の影響を受けた朝鮮半

島から渡来人が大挙して渡ってきた時代以降のことになるだろう。

## 2.2 奈良時代以前の戸籍と姓名

しかし、すでに奈良時代以前の戸籍には「姓」「名」の区別が明確に記されている。戸籍という制度そのものが、大陸から輸入された統治制度であるから<sup>1)</sup>、「姓」「名」の記載が求められるのは当然かもしれないが、古い戸籍がすべて「姓」「名」の記載を持っているのは、考えればすごいことである。それが記載されるまでに、末端の役人にまで、そして一般の民衆にまで、それまで意識になかった「姓」の概念をもたらすのは大変なことだったはずである。

現存する最古の戸籍の一つである「筑前国嶋郡川辺里戸籍断簡」(大宝2年[702]の戸籍、奈良国立博物館蔵、重要文化財)の記載内容を読みやすい形にして下に示す。

戸主物部牧夫	年陸拾肆歳	老夫	課戸		
妻大家部咩豆賣	年伍拾肆歳	丁妻			
男物部加布知麻呂	年参拾肆歳	正丁	嫡子		
男物部奈美	年参拾歳	癡疾			
男物部神山	年貳拾捌歳	正丁			
男物部建	年貳拾肆歳	兵士			
男物部久漏麻呂	年貳拾壹歳	正丁			
男物部穗太利	年拾漆歳	少丁	上件 五口	嫡弟	
女物部沙婆賣	年貳拾陸歳	丁女	嫡女		
孫物部小野	年伍歳	小子			
孫物部高椅	年貳歳	緑兒			
孫物部山井	年壹歳	緑兒	上件三口	奈美男	
婦額田部阿久多賣	年貳拾貳歳	丁妻			
婦妾卜部犬手賣	年拾貳歳	小女	上件二口	神山妻妾	
孫物部荒手	年捌歳	小子			
孫女物部泥豆賣	年貳歳	緑女	上件二口	神山男女	
婦葛野部阿麻賣	年貳拾肆歳	丁妻	建妻		

1) この点については、松岡論文で紹介されているジェームズ・スコットの学説よりもさらに遡る古代においても、重要な統治法であった。

孫女物部比呂賣	年壹歳	緑女	建女
外孫女肥君堅魚賣	年漆歳	小女	佐婆賣女
肥君方見賣	年拾貳歳	小女	寄口
葛野部乎麻呂	年参拾伍歳	兵士	寄口
母葛野部美奈豆賣	年漆拾歳	耆女	
妻中臣部宿古太賣	年貳拾伍歳	丁妻	
男葛野部阿由比	年捌歳	小子	嫡子
男葛野部泥麻呂	年参歳	緑兒	嫡弟
弟葛野部止志	年拾陸歳	小子	
妹葛野部天鳥賣	年貳拾貳歳	丁女	

凡口貳拾漆	口貳拾不課	口四小子
		口三緑兒
		口一癈疾
		口六丁女
		口三小女
		口二緑兒
		口一耆女
口漆課		口二兵士
		口三正丁
		口一老夫
		口一小丁

## 受田参町玖段

これは、「陸拾肆歳」（64歳）の戸主、物部牧夫（もののべのひらふ）を筆頭に、その妻「伍拾肆歳」（54歳）の大家部咩豆賣（おおがべのひづめ）以下、この「家」に寄宿する葛野部乎麻呂（かどのべのをまる）とその母、妻、息子二人、乎麻呂の弟妹、合計7人の家族まで、総計27人の戸籍である。そのうち20人は税を課されず（不課）、7人の男性のみが税負担者となり、3町9段の口分田を支給されている。ここには、いわば大家族の血縁関係や家族構成、税負担との関わり、地方政治のあり方や中央と地方の関係等々、大変興味深い問題が多数見えるのだが、本稿の命題はそこにはないので、触れない。

この戸籍に見える姓は「物部」「大家部」「額田部（ぬかたべ）」「卜部（うらべ）」「葛野部」「肥君（ひのきみ）」「中臣部（なかとみべ）」である。「部」が付く姓

はいわゆる部民制の名残で、「物部」は本来朝廷の兵団を意味し、「卜部」は占いを経営する部民を意味する職能由来の姓である。また「大家部」「額田部」「葛野部」「中臣部」は、それぞれ大家・額田・葛野・中臣を名乗る氏族にかつて仕えていたことの表徴であった。この中で異質なのは肥君で、肥国（現在の熊本県、佐賀県、長崎県）の古くからの豪族名であったが、この時、筑前国嶋郡の郡司（大領）が肥君猪手（ひのきみのゐて）という人物であったことが他の史料からわかっている。筑前国嶋郡川辺里は玄海灘をのぞむ糸島半島、今の福岡県糸島郡志摩町馬場のあたりと考えられ、嶋郡の郡衙の所在地であった。つまり、物部牧夫の娘である沙婆賣は、郡司の肥君一族の誰かと婚姻し、娘堅魚賣を産んでいる。肥君方見賣は沙婆賣の娘ではないにしろ、夫である肥君某一族の誰かの娘で、物部牧夫家で養っている、ということになろう。

この戸籍に記載される男性名は「牧夫」「加布知麻呂（かふちまろ）」「奈美（なみ）」「神山（かみやま・かうやま）」「建（たける）」「久漏麻呂（くろまろ）」「穂太利（ほたり）」「小野（のを）」「高橋（たかはし）」「山井（やまのい）」「荒手（あらて）」「乎麻呂」「阿由比（あゆひ）」「泥麻呂（ひぢまろ）」「止志（とし）」である。

また、女性名は「咩豆賣」「沙婆賣（さばめ）」「阿久多賣（あくため）」「犬手賣（いぬてめ）」「泥豆賣（ひぢつめ、ひつめ）」「阿麻賣（あまめ）」「比呂賣（ひろめ）」「堅魚賣（かつをめ）」「方見賣（かたみめ）」「美奈豆賣（みなつめ）」「天鳥賣（あまとりめ）」である。

これらを見ると、「ひぢ（泥のこと）」や「あくた（塵芥のこと）」等、およそ現代の感覚では名前にはしないだろうと思われるものもある。しかし、他の戸籍には「屎賣（くそめ）」「屎麻呂（くそまろ）」もよく出てくるし、どうもこのような名前は悪い物が近寄らないように、つまり厄除けの願いを込めてつけられたらしい。シンポジウムではアイヌ民族でも似たような命名法があることが披露されていたが、名前に対する価値観に共通する基盤があることを示唆していると思う。

また、健康であってほしい、豊かになってほしいと願うのは親の心情であろうが、「たける」や「ほたり（「穂が垂れる」で豊作を意味する）」もそれを表しているだろう。女性名に「さば」や「かつお」などの魚類名を用いるのは違和感があるが、玄界灘に面した地では当然のことだったかもしれない。海の生物の力を分けてもらうような感覚でもあったのだろうか。人類学で言うアニマ（生物の霊力）とも関係するだろう。「刀良（とら）」「龍（たつ）」などの女性

名も当時の戸籍によく見る。「熊」「鷹」「亀」「鶴」などの動物名は、男女ともに昭和初期までよく付けられたから、動物名を人の名に用いる行為は長い歴史を持つのである。

### 2.3 夫婦別姓と父系血統絶対主義

そのほかにこの戸籍からは当時は夫婦別姓であったことが見える。かつ、夫婦の間にできた子は父方の姓を名乗っている。これは姓氏の制度が中国大陸および朝鮮半島の父系制社会から入ってきたことに淵源しているが、現在でも中国・韓国などでは夫婦別姓、子は男女とも父の姓を継ぐことが当然で、母方の姓を継ぐ子供は、そのような一般的な価値観から外れた存在としての扱いを受けるのが普通である。ところが、この戸籍では物部沙婆賣の娘肥君堅魚賣は「外孫女」と明示され、肥君某との婚姻によって産んだ女子であることが明らかであり、決して非嫡出子（いわゆる私生児）ではないことが明白である。であるのに何故に物部沙婆賣は物部を姓とし、かつ物部牧夫を戸主とする戸籍に入っているかと言えば、妻問婚の結果堅魚賣が誕生したからに他ならない。物部沙婆賣は一旦肥君某に嫁して家を出た後にまた生家に戻り物部を称したわけではないのである。それは、もしそうであるならば堅魚賣は物部を姓としていなくてはならないからである。

これも余談であるが、日本でも姓を持つ者は、明治時代になって旧民法が発布されるまで、夫婦別姓が当たり前であった。たとえば室町時代の將軍足利義政の正室日野富子（ひのとみこ、1440～1496）は、父は日野重政、母は北小路苗子、9代將軍足利義尚の母となり、応仁の乱の原因とも深く関わり、稀代の悪女とも評される政治力をふるった著名な女性であるが、彼女が「足利」を名乗ることはなかった。ちなみに日野も北小路も本姓は藤原である。

また、江戸時代末期の第13代將軍徳川家定の御台所として有名な天璋院篤姫（てんしょういんあつひめ、1836～1883）の生まれは島津家、本姓は源、諱（いみな）は篤子、家定に嫁ぐときは近衛家の養女となるが、そのときは当然近衛を名乗り、本姓は藤原、諱を敬子（すみこ）と言い、短い結婚生活の後に家定が死去し、そのまま大奥にとどまった後も天璋院藤原敬子であったことが安政5年（1858）従三位叙位記（『九条家文書』）に明白に記されている。

話を古い時代に戻すと、現存する奈良・平安時代の戸籍や様々な記録を見ると、奴婢（ぬひ…奴隸、ただし完全な隷属民ではなかったようである）を除いてすべての人々が姓を持っていたように記載されている。

そこに記された姓には、勝（すぐり）、村主（すぐり）、吉士（きし）等の半島由来のものや、秦（はた）や百済王（くだらのこにき）等の渡来人そのものを示すもの、史（ふひと）、衣織部・服部（はとりべ）や薬師（くすし）等の職能由来のもの、額田部・日下部（くさかべ）等の部民制由来のもの等があり、すでに非常に多彩である。あまりにも沢山の姓があつて混乱するというので、その辞典のような『新撰姓氏録（しんせんしょうじろく）』が平安時代に作られたことは前述した。そこでは先祖の出自・由来によって姓が区別されている。

ところが、どうも平安時代末期あたりから「姓」と「苗字（名字）」（出身地ないし住居地の地名）を区別して、普段はもっぱら苗字を名乗ることが普通になる。

たとえば、前掲の天璋院篤姫の出身である島津氏は、江戸時代の大名で一番由緒が明確で古い一族と言って良いのだが、もともとは惟宗（これむね…平安期の典型的な事務官僚の家系、渡来系秦氏の末裔とされる）氏であったことが明らかになっている（ただし、伝承では源頼朝の血筋を引いていることになっていて、本姓は源を称している）。島津という姓は鎌倉時代に薩摩国島津荘の地頭を源頼朝から認められたことによっている。つまり地頭苗（地頭をつとめる荘園）の地名を名乗った（苗字・名字）のである。姓に地名を名乗るのは武士に限らない。藤原摂関家でも近衛・九条・二条等の名乗りをするようになるが、これらはすべて各家の著名な先祖が住居を構えた平安京内の地名によるものである。さて、このいわば二重の姓が日本の婚姻制や家族制にある種の柔軟性をもたらしたことは否めないのではないかと思う。苗字が違つると一見別姓のようであるが、実は本姓は同じであるということが、平安京ではしばしば起こっていたからである。

つまり、前述した夫婦別姓は、大陸や半島では同時に同姓不婚の原則を厳格に伴う制度であったのに対して、日本ではもともと同居親族以外との婚姻は自由であったため、結果的に本姓を同じくする男女の婚姻が許されていたので、姓を持つことと矛盾する側面を持ってしまったのである。

中国や韓国では現在でも、民法上は許される範囲の親等外同士であっても、同姓婚は忌避される。それは、嫡出子が父系の姓を継ぐことと深い関わりを持っている。つまり、同姓は血筋を同一にする証であり、同姓不婚は近親婚を防ぐ制度であると同時に、男系嫡出子だけに家（血筋）の姓を継ぐ権利を与える、裏返すと母系姓の一族には家（財産）を継がせる権利を与えないという、男系優位の思想を基盤とするものである。むろん現在では財産権・相続権等におい

て夫婦・男女平等の原則はそれぞれの国の民法で保証されているのだが、法律で規定されない祖先祭祀権等は依然として嫡系男長子が引き継ぐのが普通である。

この場合、困るのは嫡出子に男子が存在しない時、つまり子供に娘しかいない際にどうするかという問題が生じることである。普通に結婚すればA姓の娘の夫はB姓になり、その子供はすべてB姓になるので、A姓はここで絶えてしまうわけである。

そこで考えられる、そして実際に多数実行されている方法の一つは、A姓の一族で血筋の比較的近い家（むろん同姓である）から養男子（むろん次男三男などから）を得て、継がせるという方法である。韓国では族譜という同姓一族すべての名鑑が本宗家に蔵される習わしがあるので、そのような事情の一部始終が記録されることになる。

もし、一族に養男子として適当な者が存在しないときには、娘に他姓の婿を取り、産まれた男子をその祖父の養子にして姓を継がせるということもある。中国の農村ではいまだに多数行われている風習だそうで、養男子が成長して家系を引き継ぐのに十分に成長したときには他姓の婿は用済みということで実家に戻され、あるいは家を出されて住む場所を持たなくなるというようなことが、いまだにあるという。

筆者は前述した通り、一人娘と結婚した婿養子だが、2009年に北京へ交換教授として1年間滞在した際、そのことを中国人の同僚達に話したときに一座が凍り付いたように静かになったのをよく覚えている。大学教授になるような人物であつたら、絶対に婿になどには行かないというのが、中国ではいまだに常識であるようだ。姓を変えなくとも、マスオさん状態（妻の一家との同居）になるのは避けるのである。まして姓まで変えるなどという事態は考えられないのである。おそらく、個人としてのアイデンティティーにも関わるものなのであろう。

実は筆者の居住する地域ではどういうわけか入り婿が少なくない。だから、筆者が肩身の狭い思いをする等ということも一切無かった。結婚した頃（昭和54年1979）でもまだ若者組（ワカモノ、祭りの運営や神社の維持に携わる伝統的組織）があり、結婚後若者組に入れてもらうのにもなんら支障は無かった。なによりも当時の若者頭も入り婿であった。それらを、中国人だが多くは日本に留学した経験のある同僚達に説明して、ようやく納得してもらったものである。

ところで、身分制度をより強固にした江戸時代には、姓（苗字）を持てるの

は公家・士分（武家、侍、元侍等）のみであった。実質的には世襲制の身分になっていく武家は、家を継続していくことが収入を得る重要な手段となる。そこでは実子に男子がない場合は、当主が死んだときにはすぐ家が廃され、そこに属する者達は収入の道を失い路頭に迷うことになるので、早めに養男子を迎えて（末期養子…まつごようし、死に際に養子を迎えること…が禁じられたため）、その子の姓を養家のものに変え、家督を譲るという方法が一般的になる。それを結婚と同時にすることになれば婿養子ということになるのである。ここには中国や韓国のような父系血統絶対主義の価値観はほとんどない。父系の血統を守るのではなく、「家」を守ることが第一となるのである。

姓を持たない身分の家々でも、事情は似たようなものである。伝来の田畑を守り、また商売で築き上げた身代を守るために継ぐべき男子が存在しないときは婿養子を取って代替わりを果たしていくことは普通のことであり、忌避されることではない。

ところが、明治5年（1872）に平民苗字許可令が出て、すべての日本国民が苗字を持つこととなった。明治時代前半の日本は、一部の大都市を除いてほとんど江戸時代と変わらないような生活をしてきたから、事情はあまり変わらなかっただろうとは思われるが、一般庶民の間で夫婦別姓が当たり前だったとは言えない。むしろ「家」が強調されて、結婚したら嫁ないし婿はその「家」の姓（苗字）になるのが普通だったろう。

またもや余談になるが、夫婦別姓を主張する人々には、夫婦別姓という婚姻制度にこのように父系血統絶対主義が根底の価値観として存在していることを認知してもらいたいと思う。子供の姓を父親と同じにするという制度がある時点で、それを否定出来なくなる。もし、夫婦平等、個人の尊重、嫡出子非嫡出子の差別根絶を根拠に夫婦を別姓にするならば、子供の姓も父母どちらかの姓を自由に選べるようにしなければ意味が無い。

ところで、日本国内でも地域によっては婿養子に対するとらえ方には違いがあるのが当然である。しかし、中国や韓国と決定的に違うのは、それが正式に家系の存続の方法として認められていたということである。それは江戸時代にすでに存在し、明治時代の近代的民法（旧民法、明治31年1898施行）の中にも定着させられて存続した。それは婿養子が婚家の姓に改姓するという、夫婦同姓の原則から生じる可能性があるからこそ出来ることであったことは特筆して良い。

ちなみに、それら以外に、正妻に男子が出来ないときには側室や妾等の女性

に嫡出男子をもうけさせ、それを子として姓を継がせるなどということは中国でも韓国でも日本でも、かつては当たり前のように行われていたことも忘れてはならないだろう。

## 2.4 改名の習慣と生まれ変わりの観念

もう一つ、日本の姓名に関わる重要な特徴として、一生の間に何度か名前を変えるという習慣があったことが挙げられる。

たとえば、前述の天璋院篤姫の将軍家興入れに関して重要な役割を担った幕末の薩摩藩主島津斉彬（なりあきら）は、幼名（家族の中での呼び名）を邦丸と言ひ、通称（親族・友人の間での呼び名）は又三郎、初名（元服…大人の仲間入りをした時の名）を忠方と言ひ、家督を継いだときの名を斉彬とし、院号（隠居後ないし死後の名）を順聖院と称した。

さらに、歴史上有名な人物を探るのであれば、豊臣秀吉は幼名を日吉丸と言ひ、大人になって足軽になると木下藤吉郎を名乗り（木下は実父の姓とも妻である寧々の実家の姓であるとも言ふ）、さらに織田信長のもとで頭角を現してからは羽柴秀吉となり、関白となって豊臣秀吉と名乗った。伝説に彩られている前半生には不明確なことが多いが、それにしても、秀吉在世時代の人々も、後に『太閤記』などの物語を享受する人々も、それを当然として受け止めていたことは確かである。物語上の人物という意味では源義経も同様である。幼名を牛若丸、長じて義経、同族の中での通称名は九郎、兄頼朝と再会して官職を得てからは九郎判官と称された。

このように、人生の節目々々に名前を変えるのである。赤ん坊の時代、子供の時代、大人として認められる時代、当主の時代、隠居の時代、各々の時代にふさわしいそれぞれの名前を持つのである。これは基本的には、各々の時代というのは社会的な存在の仕方（求められる社会的役割が違うこと）であり、各時代にはそれにあつた振る舞い方、行動の規範があり、そのための名乗りが必要であるということである。名前が変わることによって別の人生を生きることになる、と言ってもよい。幼名を成人と共に大人の名乗りに変えるという行為の根本には、人生の節目々々をくぐり抜けていくことを「生まれ変わり」ととらえる視線が隠されている<sup>2)</sup>。

---

2) 現在、日本の各地に残されている古い成人儀礼の名残里には、それを濃厚にうかがわせるものがある。例：福島県二本松市木幡の幡祭り等。

このような名前の変化の習慣は「襲名」と称され、現在でも落語家や歌舞伎役者などの芸能人の一部に残っている。落語家は前座→二つ目→真打ちと名前を変え、やはりそれぞれの役割にふさわしい行動が要求されるようになる。歌舞伎役者は子役時代の名前→立方または女形にふさわしい名前→名跡→隠居（名跡を譲った後）名と変わり、最後は指導者の立場に立つが、すべての役者がこのような変化を持つわけではなく、名跡を継ぎ、また指導者にふさわしいと力量を認められなければこのような道筋はたどらない。

### 3 沖縄

#### 3.1 琉球・沖縄の歴史と姓名

沖縄はかつて琉球と称した独立国家であった。しかし、はじめから一国の体をなしていたわけではない。かつて群雄割拠の時代があり、北山・中山・南山各王朝の並立を経て、15世紀前半、中山王によって三山が統一され、尚を姓とする王朝が始まったのである。その過程で明朝に朝貢を始め、冊封体制に組み込まれたことにより東アジアの中継貿易基地としての役割を果たしつつ、独特の文化を持つ王国の経営が進められていた。

ところが、尚寧王21年（1609）に突然薩摩島津藩の侵攻を受け、以降はその支配下になり、中国への朝貢冊封との両属の形を続けた。

このような歴史の中で、中国文化と日本文化両方からの影響で、琉球の士族は中国名（唐名、からなー）と日本風の名前（大和名、やまとなー）の二つを持つことになった。このような風習がいつから始まったかは定かではない。ただし、日本風の「名」でも音読みが普通であった。

たとえば、向象賢（しょうしょうけん）という人がいる。王族を意味する「向」（しょう、と読むが、表記には王家をはばかって欠画した「向」を用いる）は姓、「象賢」を諱（いみな）と称する。これは唐名である。別名（大和名）を羽地按司朝秀（はねちあじちょうしゅう、1617～1676）とも言う。「羽地」は地名、通常は領地名である。「按司」は、王家に属する地方官ないし地方豪族を意味する尊称である。朝秀は名乗りであるが、「朝」は向氏が頭字として用いる。彼は、尚質王、尚貞王の摂政を務め、政治改革を行った著名な政治家で、琉球史には必ず登場する人物である。

このうちの「姓」については、沖縄独特の門中（ムンチュー、始祖を同じくする父系の血縁集団のこと）という宗族集団と、その集団が維持する巨大な門中墓（ムンチューバカ、いわゆる亀甲墓のこと）と深い関わりを持っている。

もともと琉球王朝時代に士族の家譜の編纂をきっかけとして始まった制度と言うが、中国文化の影響を受けながら独特の発展をしたもので、現在でも大きな影響力を有している社会的集団である。

もう一つ、日本と琉球が違う点に、王家の姓の問題がある。三山時代に始まった明への朝貢が、おそらく王家が「姓」を持つことを必要としたのであろう。琉球王家は三山統一後、尚（しょう）を「姓」とし、以後現在までそのままの名乗りを続けている。

おそらく、古い時代の琉球人たちは姓を持たなかったと思われる。琉球の神話・伝説に登場する神・英雄も「姓」を持っていない。

たとえば琉球の創造神とされるアマミキヨ、シネリキヨや、琉球王国の守護神たるキミテズリには「姓」の概念はない。三山統一の過程を語る史劇（組踊）に登場する阿麻和利（あまわり、?～1458）や護佐丸（ごさまる、?～1458）などの英雄も、按司の尊称を持つてはいるが、「姓」を持たない。士族も本来は「姓」を持たなかったと思われる。むしろ平民も「姓」を持たないのが普通だった。

むしろ、唐名にしても大和名にしても、公式の席や文書上で用いるためのもので、士族も平民も親しい者同士では名（童名…ワラビナー、ヤラビナー）で呼び合うのが通例であつたらしい。童名には徳（トゥク、愛称でトゥカー）樽（タル、タラー）次郎（ジラー）三郎（サンラー）松（マチー）鶴（チル、チラー）牛（ウシ、ウサー）鍋（ナビィ）竈（カマト）等があるが、属する階級によってそれぞれ「思」「真」や「金」等の美称接辞が付けられて、思徳（ウミトゥク）思徳金（ウミトゥクンガニ）、思樽（ウミダル）思樽金（ウミダルガニ）、松金（マチンガニ）、真牛（マウシ）等とも称した。童名の習慣は、現在でも沖縄地方の一部地域に、戸籍名とは別の、親しい者しか知らない名前として残っている。

### 3.2 近代の沖縄の歴史と姓名

琉球国は明治維新後の日本と清国との間でその所属について懸案となる。日本の江戸時代初期から250年以上、中国の冊封体制に組み込まれつつ薩摩藩の支配下にあるという両属状態が、近代国家成立と共に問題となってくるのは当然だったろう。

結果から言えば、明治12年（1879）いわゆる琉球処分により、琉球国は沖縄県として正式に日本に編入され、王家であった尚氏は日本の華族として遇されることになった。当然の如く県令（明治19年以降は県知事）が派遣されたが、様々

な軋轢が生じ、その結果税金の徴収やその他の地方政策等をしばらく旧慣温存（琉球国時代の慣例に従うこと）によるとした。しかし、明治32年から始まった土地整理事業が進み、その結果として明治36年（1903）に先島諸島の人头税が廃止された。つまり、地租徴収の準備が整い、全面的に日本の法律制度が適用となり、戸籍も整えられるようになったのである。従って、それまではすべての沖縄の一般庶民が「姓」を持つことはなかったと考えられるが、旧慣温存が廃されたとはいえ、それまでと同じ地方制度（間切[まぎり]などの行政区画や内法[ないほう]と呼ばれる村の掟）が残る地域も多く、内地と同じように民衆がすべて姓（苗字）を持つようにはならなかったようである。ただ、民衆が姓を作る際には、地名を用いることも多かったようである。現在でも沖縄出身の人々に特有の姓として真喜志（まきし）、喜屋武（きゃん）、仲村渠（なかんだかり）、東江（あがりえ）等が挙げられるが、これらはもともと沖縄の地名である。

これらは、日本と同様に、名前出身地名を重ねて個人を示す習慣が古くから行われていて、それによったものと思われる。たとえばすぐれた女流歌人として伝承の中にその名がとどめられる恩納なべは、恩納村のナビィという女性という意味で、特に個性的な名前ではない。

また、大城（うふぐすく→おおしろ）、豊見城（とうゆみぐすく→とみしろ）、上原（ういばる→うえはら）、鳥袋（しまぶく→しまぶくろ）等、読み方を内地風に変えたものも多い。

その後、第2次世界大戦末期の沖縄戦によって、沖縄県の戸籍がほぼ失われてしまい、その後臨時の戸籍が作られもしたが、戦後の政治に不都合が生じるようになったので、昭和28年（1953）琉球政府立法院によって「戸籍整備法」が成立する（立法第86号）。当時は琉球列島米国民政府（いわゆる琉球民政府）の統治下にあったにもかかわらず、戸籍には「沖縄県」や「昭和」の元号が用いられた。要するに内地風の戸籍があらためて作られることになったのである。その際、それまでになかった姓が数多く作られたことも分かっている。

#### 4 まとめ

沖縄ではいかにも沖縄風の姓名が多かった。たとえば著名人を探すと、徳田球一（とくだきゅういち、かつての共産党書記長）、屋良朝苗（やらちようびょう、日本復帰後の初代県知事）、外間守善（ほかましゅぜん、沖縄文化文学研究者）具志堅用高（ぐしけんようこう、石垣島出身のかつてのボクシング世界チャン

ピオン)喜納昌吉(きなしょうきち、ミュージシャン、元国会議員)又吉 栄喜(またよしえいき、芥川賞作家)等の音読みの名を持つ人が多い。しかし、琉球国が沖縄県になり、第2次世界大戦後に米国の占領下になり、さらに日本復帰を果たすと、日本的な名前を付ける例が増えた。現代の若者の名前はほとんど本土の若者と変わらないものも多い。

このように、日本の名前も沖縄の名前も、中国や朝鮮半島の影響や国内の歴史的变化の結果を受けて、とても複雑な状況になってはいるが、唯一「姓」(苗字) + 「名」という形式は維持している。

#### 《参考文献》

- 『新撰姓氏録の研究』佐伯有清 1962
- 『日本姓氏大辞典. 解説編』丹羽基二著 角川書店 1985
- 『姓氏家系大辞典』3冊 太田亮著 角川書店 1963
- 『日本の女性名 歴史的展望』角田文衛(教育社歴史新書 1980-1988、国書刊行会 2006)
- 『長野県姓氏歴史人物大辞典』角川書店 1996
- 『那覇市史 資料篇 第2巻中の7 那覇の民俗』那覇市 1979
- 『沖縄大百科事典』沖縄タイムス 1983
- 『沖縄県姓氏家系大辞典』角川書店 1992
- 『沖縄門中大事典』那覇出版社 1998